

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 5 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

記

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(燕・弥彦総合事務組合職員の給与支給条例の一部改正)

第1条 燕・弥彦総合事務組合職員の給与支給条例(平成9年新潟県西部広域消防事務組合条例第16号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第18条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(燕市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第2条 燕市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成18年新潟県西部広域消防事務組合条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(弥彦村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 弥彦村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成9年新潟県西部広域消防事務組合条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。